

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月29日 09時19分ごろ
発生場所	福島県相馬市松川浦漁港南東方沖 鵜ノ尾埼灯台から真方位104° 5.9海里（M）付近 （概位 北緯37° 48.0′ 東経141° 06.3′）
事故の概要	漁船稲荷丸は、西北西進中、また、プレジャーボート海遊丸Iは、 漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月30日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 稲荷丸、19トン FS2-3155（漁船登録番号）、個人所有 第210-43834号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 海遊丸I、3トン 210-57930福島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 操舵室前部左舷側窓ガラスに破損、左舷船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、沖合底引き網漁を終えた後、 船長Aが操舵室の椅子に腰を掛けて操船し、他の乗組員が後部甲板で 作業を行いながら、松川浦漁港に向けて帰航を開始した。 A 船は、約11ノットの対地速力で真方位約282°の針路として 自動操舵により松川浦漁港南東方沖を航行中、船長Aが、6Mレンジ としたレーダーで両舷方に認めた僚船以外の船を確認できなかったの で、前路に他船がないと思って航行を続けていたところ、A 船の船 首部とB 船の左舷船首部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」とい う。）1人を乗せ、船首を南方に向けてシーアンカーを船首から投入 し、船外機をチルトアップにした状態で漂泊した。 船長Bは右舷側から、同乗者は左舷側からそれぞれ釣り竿を出して 釣りに意識を向けていた。 同乗者は、左舷方約40～50mに接近したA 船に気付き、その旨

	<p>を船長Bに伝えた。</p> <p>B船は、船長Bが衝突の危険を感じたが、船外機をすぐに始動することができず、A船に向かって手を振って大声で注意を喚起したものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、本事故後、病院に行き、腰部捻挫等と診断された。</p>
分析	<p>A船は、西北西進中、船長Aが、レーダーで両舷方に認めた僚船以外の船を確認できなかったため、前路に他船がないと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、釣りをしているため周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、松川浦漁港南東方沖において、A船が西北西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船がないと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが釣りをしているため周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な周囲の見張りを行うこと。 ・釣りをしながら漂流する場合においても、適切な周囲の見張りを行って接近する他船の早期発見に努め、接近する他船を認めたときには余裕のある時機に機関を始動して衝突を避けること。